

岐阜県発注工事における 品質確保促進基準

【第19版】

令和6年5月
岐阜県県土整備部

はじめに

(背景)

公共工事の入札に関しては、これまで、入札価格のみによる競争が中心であったが、厳しい財政状況などにより公共投資が減少する中で、価格競争が激化し、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請負業者や労働者へのしわ寄せ等により、公共工事の品質低下が懸念されている。

一方、公共工事の品質確保を図るためには、技術的能力を有する者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。

このような背景のもと、平成17年4月に「公共工事の品質の確保の促進に関する法律（品確法）」が施行された。

品確法第3条「基本理念」においては、「公共工事の品質は、（省略）経済性に配慮しつつ、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」とされている。

また、平成17年8月に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）（令和元年10月18日変更）」においても、国、特殊法人及び地方公共団体の公共工事発注者が講ずべき措置を明らかにした上で、「事業の目的や工事の性格等に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、その場合の落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが基本となる」とされている。

本県においても、同法及び政府基本方針を踏まえつつ、本県発注工事の平均的工事規模や技術的特性、また、県内建設業の経営規模や技術力などの地域の実情に即した品確法施策を実施していくことが必要である。

(本基準の目的)

本基準は、本県の入札・契約制度の今後の方向性と品確法及び基本方針に基づく品質確保を図っていくための基準を示したものである。

各発注機関においては、本基準を参照しつつ、品確法及び基本方針に定める事項が適切に実施できるよう努められたい。

なお、基準作成にあたっては、品確法の基本理念である「価格と品質が総合的に優れた内容の契約」が、客観性、透明性、公正性を確保した上で、県内建設業の健全育成などにも配慮しながら、できるだけ簡便な制度により達成されることを目指したものであるが、今後の試行結果等を踏まえ、必要に応じ改善を図っていく予定である。

目 次

○ 本県入札・契約制度の今後の方向性	1
(1) 基本方針	1
(2) 品確法に対する当面の方針	1
1 工事の品質確保のための技術的能力・技術提案の評価・活用	2
1-1 技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ	2
1-2 入札方式の選定	5
1-3 契約図書の作成	5
2 技術的能力の審査の実施	8
2-1 有資格者名簿の作成に際しての資格審査	8
2-2 個別工事に際しての技術審査	8
3 技術提案の審査・評価の実施	10
3-1 技術提案の求め方	10
3-2 総合評価による落札者の決定	12
3-3 技術提案の審査・評価	12
3-4 技術提案の改善	23
3-5 実施手順	24
4 中立かつ公正な審査・評価の確保	27
4-1 学識経験者の意見聴取	27
4-2 入札及び契約の過程に関する苦情処理	27
4-3 評価結果等の公表	27
5 発注関係事務の環境整備（データベースの活用）	29
6 岐阜県による発注者の支援	29

○ 本県入札・契約制度の今後の方向性

(1) 基本方針

1 競争性の確保	-----	効率的な公共調達
2 透明性・公平性の確保	-----	「IT化推進」、「情報の公表」、「不正行為への対応」
3 技術力の確保	-----	公共工事の品質確保の推進
4 地域貢献への配慮	-----	県内業者の育成

取り組みの方針	これまでの取り組み・現状	今後の方向性
1 競争性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○一般競争入札と指名競争入札の併用 ・一般競争入札の拡大 (H12、H17、H19、H22) 1億円以上→8千万円以上全面導入 →1千万円以上8千万円未満一部導入 ・指名業者数の変更 (H12、H13、H25) 土木一式A：12名以上→15名以上→20名以上→15名以下 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般競争入札の全面導入 ・段階的拡大 ・地域要件の段階的緩和
2 透明性・公平性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○電子入札の導入 (H14、H16) ○情報の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の事前公表 (H11) ・入札・契約情報の公表 (H13) ・入札監視委員会の設置 (H13) ○談合等不正行為への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・入札制度運営調査委員会の設置 (H5) ・談合情報対応マニュアルの策定 (H6) ・入札参加資格停止措置の厳格化 ・談合等不正行為に対するペナルティ条項 (H15) ・積算内訳書の提出義務付け (H12、H18) 	<ul style="list-style-type: none"> ○更なる透明性・公平性の確保 ・簡易型総合評価落札方式の導入 総合評価会議による効率的な客観的評価 ・入札監視委員会による継続的な監視 ・随意契約理由の全面情報公開 ○談合等不正行為への対応の厳格化 ・一般競争入札の拡大 (再掲) ・簡易型総合評価落札方式の導入拡大 ・入札制度運営調査委員会による厳格な対応
3 技術力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○経営状況、工事成績等による業者格付の実施 ○工事成績、工事実績等を考慮した業者選定 	<ul style="list-style-type: none"> ○品確法への対応 (下表参照) ・簡易型等総合評価落札方式の導入拡大
4 地域貢献への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○防災活動等の主観点数への加点 ○選定要領への考慮項目の追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域貢献活動等へのインセンティブ強化 ・簡易型総合評価方式の導入拡大 地域要件を評価項目に導入

(2) 品確法に対する当面の方針

区分	発注者の対応事項	現 状	対応・課題
技術的能力の審査	①有資格者名簿作成に際しての資格審査	「客観点数」、「主観点数」で資格審査を実施	課題：「主観点数」の拡充
	②個別工事に際しての技術審査	「一般競争入札における参加資格確認」及び「指名競争入札における業者選定」で審査	対応：技術審査の実施 →工事成績、配置予定技術者の審査確認を強化
③④	技術提案の審査・評価	「総合評価落札方式」及び「入札時及び契約後VE方式」で技術提案の審査・評価を実施 →「総合評価落札方式」の試行導入	課題：事後検証結果に基づいた見直し 対応：「総合評価落札方式」の適用拡大
	中立かつ公正な審査評価の確保	「総合評価落札方式」の審査等に際し、「総合評価会議」を設置し学識経験者への意見聴取を実施	課題：効率的な会議の運営

1 工事の品質確保のための技術的能力・技術提案の評価・活用

1-1 技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ

公共工事における技術的能力の審査・評価については、今後、図1-1のように行われることが期待される。

①有資格者名簿の作成に際しての資格審査

定期的に、競争に参加しようとする者が競争に参加するために必要な資格を有するかどうかを審査し、有資格者名簿を作成するが、県においては、経営事項審査による客観点数に、工事成績等による技術評価、災害応援協定等の地域貢献等を適切に評価する主観点数を加え、総合的に資格審査を行っている。

②個別工事に際しての技術審査

個別工事の発注にあたり、工事实績情報サービス（CORINS）や工事成績等のデータベースを活用し、当該工事に関する建設業者及び配置予定技術者の施工能力の確認を行う。また、必要に応じて配置予定技術者のヒヤリングを行う。

審査の結果、入札参加要件を満たしていない場合には、当該業者の入札参加を認めない。

③総合評価方式における技術提案の審査・評価

総合評価方式は、

- イ 工事価格にライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる工事
- ロ 工事価格の差異に比して、工事目的物の性能・機能に相当程度の差異が生じると認められる工事
- ハ 工事価格の差異に比して対策（環境の維持等）の達成度に相当程度の差異が生じると認められる工事

に適用されるものであるが、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、すべての工事において総合評価方式を適用することを基本とし、技術提案の審査・評価を行うよう段階的な適用拡大に努める。総合評価方式の適用にあたっては、当該工事の難易度（技術的な工夫の余地）や予定価格（工事規模）に応じて、次に掲げるいずれかの方式を選択する。

【技術提案型】

技術的課題の対策として標準以上の施工技術を要し、工事価格の差異に対してライフサイクルコスト、性能・機能、環境配慮等に相当程度の差異が生じる工事

【簡易型②】

施工上の課題や周辺環境等に配慮を求める事項はあるが、標準的な施工技術の範囲内の工夫により施工可能な工事

【簡易型①】

施工上の課題や周辺環境等に特に配慮を求める事項がなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事

【簡易型（地域型）】

土木（建築）一式工事のうち、一般的な工事で、施工上の課題や周辺環境等への配慮を求める事項がなく、地域貢献を重視するもの

なお、原則として【簡易型（地域型）】は、次のような土木構造物（建築物）を含まず、周辺環

境等への配慮を求める事項がない場合に適用する。また、予定価格が8千万円以上であっても、次のような土木構造物（建築物）を含まず、特に周辺環境等への配慮を求める事項がない工事であれば、【簡易型①】を適用できる場合がある。

<道路>

- ・ 橋長20m以上の橋梁上下部工（ただし、直接基礎の重力式橋台は対象）
トンネル、横断地下道、ロックシェッド・スノーシェッド、擁壁工（高さ8m以上）
補強土壁工（高さ5m以上）

<河川>

- ・ 橋長20m以上の橋梁上下部工（ただし、直接基礎の重力式橋台は対象）、排水機場（ただし、建屋・外構・電気設備は対象）、水門、樋門・樋管（通水断面積が3㎡以上）、堰（落差1mを超えるもの）

<治山・砂防>

- ・ えん堤工（高さ15m以上）、擁壁工（高さ8m以上）

<水利施設整備>

- ・ 農業用防災ダム

<建築>

- ・ 木造建築物（1,000㎡/棟を超え、かつ高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの）、鉄骨造の建築物（3,000㎡/棟を超え、かつ地階を除く階数が4以上）
鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（3,000㎡/棟を超え、かつ高さが20mを超えるもの）

技術提案の審査にあたっては、提出された技術提案の内容について実現性や安全性等の観点から審査を行う。なお、入札参加者に提出を求める評価項目の内容のほか、前項②の技術審査で使用する建設業者及び配置予定技術者の施工能力に係る資料等に基づき評価を行うものとする。

また、あらかじめ設定した評価項目や得点配分に基づき、技術提案の内容に応じて点数付け（評価）を行う。

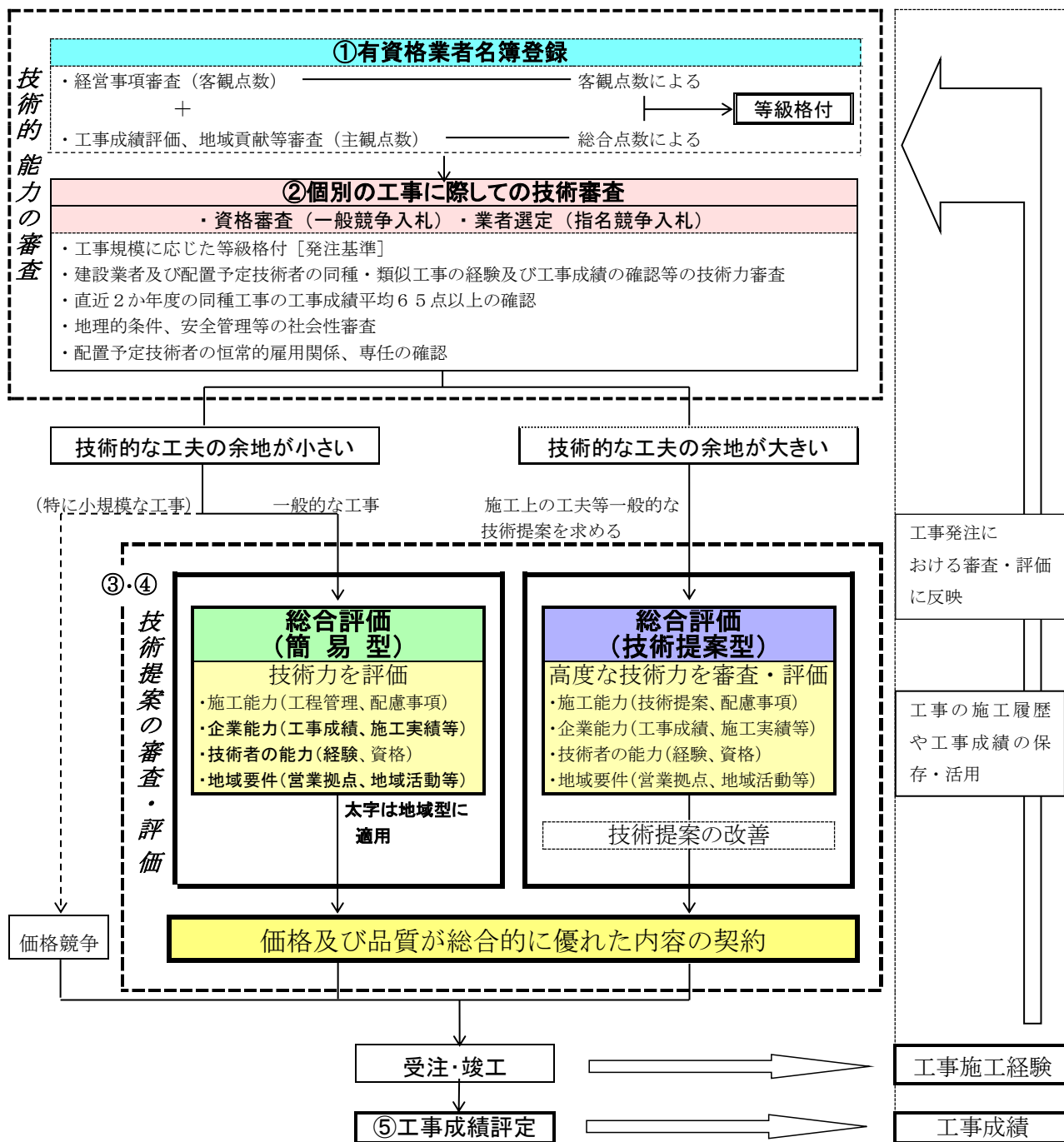
④総合評価

前項③の技術提案の評価結果に基づき、価格との総合評価を行う。

⑤工事成績評定

工事の施工状況や目的物の品質、工事の技術的難易度、VE提案等を踏まえ、当該工事の工事成績評定を行う。評定結果は、受注者に通知するとともに、発注者のデータベースに登録し、以降の工事発注における有資格者名簿の作成時や個別工事に際しての技術審査時等に活用する。

図 1 - 1 当面の公共工事における技術力の評価・活用



1-2 入札方式の選定

基本方針第2の1において、入札及び契約の方法の選択を適切に実施しなければならないと定められている。

一般競争入札は、競争入札に対する工事の概要や競争参加資格等を公告し、入札参加のための条件を満たす者により競争を行う方式である。

一般競争入札のメリットは、①手続の客観性が高く、発注者の裁量の余地が小さいこと、②手続の透明性が高く、第三者による監視が容易であること、③入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く、競争性が高いこととされているが、無制限の一般競争入札による場合には、誰でもが競争に参加できるため、施工能力の乏しい者が落札し、公共工事の品質の低下や工期の遅れ等をもたらすおそれがある。このため、岐阜県発注工事においては、建設業者の施工能力や技術力の審査を適切に行うこととしている。

このような観点を踏まえ、本県においては、競争参加に必要な条件を詳細に設定するとともに、落札者の決定方式は総合評価方式によることを原則とした上で、従来 of 指名競争入札方式から、より競争性の高い条件付き一般競争入札を採用することを基本とし、段階的な地域要件の緩和、適用範囲の拡大を図ることとする。

なお、指名競争入札方式は、発注者が有資格業者名簿の中から発注工事の等級、技術的適性、地理的条件等の指名基準を満たしている者を選定（指名）した上で、選定された者により競争を行う方式である。

工事の規模や内容により、一般競争入札方式では不良不適格業者の排除の措置に限界がある場合には、①信頼できる建設業者の選定、②入札・契約に係る事務の簡素化、③良質な施工に対するインセンティブの付与等のメリットがあるとされており、その適用にあたっては、透明性、競争性の確保に十分留意する必要がある。

1-3 契約図書の作成

(1) 契約図書の作成

基本方針第2の1においては、仕様書、設計書等の契約図書の作成は適切に実施しなければならないとされている。

契約図書は、契約書及び設計図書（図面、仕様書（特記仕様書・共通仕様書）、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）をいい（工事請負契約書第1条第1項）、特に図面、特記仕様書等については、工事の内容に応じて大きく異なることから、適切に作成する必要がある。

なお、工事は、現地屋外での施工が多いことから、工事現場の数々の制約条件（施工条件）を受けて実施されるが、工事施工の円滑化を図るためには、これらの施工条件を契約上明らかにしておくことが重要である。

このため、個々の工事の施工条件について事前に調査を行い、必要な事項を特記仕様書、現場説明書又は図面にて明示する。明示項目及び明示事項（案）は表1-1を参考とする。

なお、契約後、施工条件に変更がある場合には、設計変更を行うものとする。

表 1 - 1 明示項目及び明示事項（案）

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 他工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合には、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3 当該工事に関し関係機関等と協議が成立していない事項がある場合は、当該協議の未成立により制約を受ける内容、当該協議事項及び当該協議の成立見込み時期 4 関係機関、地方公共団体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6 工事の着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間、また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4 施工者に消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等 5 六価クロム溶出試験の対象工種・工法がある場合は、その試験実施段階、検体数
安全対策等	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保安設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用中和及び使用後の処置が必要である場合は、その処置方法 2 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（在置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2 仮設備の構造、施工方法及び設計条件を指定する場合は、その構造、施工方法及びその内容
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件 2 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離時間等の処分条件 4 浚渫土の運搬を行う場合は、運搬船の船種指定、揚泥方法の指定
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、その支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2 地上、地下等への占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
一般施工	<ol style="list-style-type: none"> 1 埋戻工を行う場合は、その転圧の有無
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等

	3 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等
	4 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件
	5 工事用電力等を指定する場合は、その内容
	6 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容
	7 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期
	8 調査試験に対する協力が必要な場合は、その調査名
	9 立木伐採を行う必要がある場合は、その範囲、処理方法
	10 地元調整未処理事項がある場合は、その処理見込み時期
	11 設計内容に未検討項目がある場合は、その内容、検討終了時期
	12 技術検査を行う場合は、その回数、実施時期
	13 主任技術者に専任を求める場合は、その条件

(2) 知的財産としての技術提案の取扱い

競争に参加する者から技術提案を求める場合、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案を採用することのないようにすること等その取扱いに留意するものとする。

具体的には、提案内容の保護に関する事項を入札説明書、技術資料作成要領等に明示する。

(入札説明書における記載例)

技術提案については、その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではないこと。

(技術資料作成要領における記載例)

発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。

(3) 履行確保措置等

総合評価方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、次に掲げるように、入札説明書又は技術提案の提出要請書において明らかにする。

(入札説明書における記載例)

() 評価内容の担保

工事の検査において、落札者の提示した性能等の内容を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該工事の契約内容のうち、当該性能等についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続する。ただし、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点・契約金額の減額等を行うものとする。

(技術提案型の場合)

受注者の責により、技術資料（施工能力・企業能力・配置予定技術者の能力・地域要件及び技術提案書）に記載された内容が履行されなかった場合は、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点を行うとともに、入札時に付与した加算点の再計算を行い、減点分を金額換算し減額変更するものとする。

$$C' = (100 + \beta) / (100 + \alpha) \times C$$

C : 当初（変更がある場合は変更後）契約金額

α : 当初の全ての加算点、 β : 達成度合いに応じて再計算した全ての加算点

C' : 達成度合いに応じた契約金額

(簡易型の場合)

受注者の責により、技術資料（施工能力・企業能力・配置予定技術者の能力・地域要件及び技術的所見）に記載された内容が履行されなかった場合は、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点を行うものとする。

2 技術的能力の審査の実施

技術的能力の審査は、①有資格者名簿の作成時及び②個別の工事に際しての競争参加者選定の2つの段階で実施する。

2-1 有資格者名簿の作成に際しての資格審査

定期的に、競争に参加しようとする者が競争に参加するために必要な資格を有するかどうかを審査し、有資格者名簿を作成するが、県においては、資格審査に際し、経営事項審査（共通）による客観点数に加え、工事成績、災害応援協力協定の有無等による主観点数を加えた総合点数評価により業者の格付に反映している。

本県では、工事の種類毎及び工事規模に応じた等級毎に有資格業者名簿を作成している。

1 土木一式工事の発注標準（例）

等級格付	予 定 価 格	総 合 点 数
A	4,000万円以上	930点以上
B	1,500万円以上～4,000万円未満	750点以上～929点以下
C	1,500万円未満	749点以下

■ 主観点数

全工種	320点満点
評価項目（現行）	最大加点・減点
①ISO認証取得	30点
②環境配慮状況	10点
③障がい者雇用状況	10点
④建設機械保有状況	10点
⑤協業化・合併の実績	10点
⑥少子化対策	10点
⑦地域社会への貢献度	100点
⑨工事成績（2カ年平均評価）	120点
⑩入札参加資格停止	資格停止期間及び回数により異なる
⑪優良工事表彰実績	20点
計	320点

課題：「主観点数」の考え方

・今後の社会情勢等を勘案し、適宜見直しを行う。

2-2 個別工事に際しての技術審査

(1) 基本的考え方

個別の工事に際し、県ではこれまで、工事規模に応じた等級格付による業者選定のほか、表2

－ 1 のとおり、建設業者及び当該工事に配置が予定されている技術者（以下「配置予定技術者」という。）の同種（類似）工事の経験や工事成績等の「技術力」、地理的条件等の「社会性」を審査し、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定等を行っており、審査の結果、入札参加要件を満たしていない場合には、当該企業の競争参加資格を認めない（指名競争入札においては非指名とする）。

今後もこれら審査を継続するとともに、必要に応じ、簡易な施工計画の評価を実施する。

なお、当面は、全ての工事で簡易な施工計画を評価することについて、これに代わる技術審査として、直近2か年度の同種工事の工事成績平均（65点以上）の審査及び配置予定技術者の3か月以上の雇用関係や専任の確認を徹底することにより行う。

（同種工事の工事成績平均点確認方法…工事成績対象一覧表 <http://itnadb11-sv/rentai/c11656/keiyaku-portal/seiseki/seisekietc.htm> により確認）

（雇用関係確認方法…健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書等により確認）

- ・一般競争入札：落札候補者に提出させ確認（事後審査型の場合）
- ・指名競争入札：契約業者に提出させ確認

（専任の確認方法…落札候補者から申請される配置予定技術者名簿等により確認）

また、条件付き一般競争入札の適用範囲の段階的拡大に伴って、工事規模に応じた等級格付（発注標準）ではなく、工事の種類や規模等に応じた総合点数の最低基準（発注基準）を設定し、必要に応じ改善を図っていく。

表 2－1 個別工事に際しての技術的能力の審査項目

区分	審査項目			[H19試行]
	[現行]	一般競争 資格審査	指名競争 業者選定	
企業 の 技術 力	①優良な工事成績（主観点数）	●	●	○
	②手持ち工事の状況	—	●	○
	③過去の同種（類似）工事の実績	●	●	○
	④直近2か年度の同種工事の工事成績65点以上	●	●	◎
	⑤配置予定技術者	※		
	・配置予定技術者の有無、実績	●	●	○
	・配置予定技術者の雇用関係や専任の確認	●	●	◎
	・配置予定技術者に対するヒヤリング	—	—	△
	⑥簡易な施工計画の評価	—	—	×
	⑦技術の提案力	—	●	○
	⑧地方自治法施行令第167条の4に非該当	●	●	○
	⑨建設工事入札参加資格者名簿に登録	●	●	○
⑩会社更生法、民事再生法関係	●	●	○	
⑪建設業法の特定建設業許可	●	—	○	
⑫建設業許可5年以上の実績	●	—	○	
企業 の 社会 性	①経営状況（客観点数）	●	●	○
	②当該工事に対する地理的条件	●	●	○
	③優良な安全管理の状況	—	●	○
	④優良な労働福祉の状況	—	●	○
	⑤入札参加資格停止措置（主観点数）	●	●	○
	⑥地域社会への貢献度（主観点数）	●	●	○
	⑦協業化・合併の実績（主観点数）	—	●	○
	⑧少子化対策（主観点数）	—	●	○

◎：H19から
○：従前から
△：必要に応じて
×：行わない

※ 一般競争入札の資格申請においては、複数の配置予定技術者を記載できるものとする。
ただし、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合は、他の工事を落札しことにより配置予定の技術者を配置できなかつたときは入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請の取り下げを行う。他の工事を落札したにもかかわらず入札した場合においては、資格停止を行う場合がある。

(2) 配置予定技術者に対するヒヤリング

技術的能力の審査を行うにあたり、必要に応じて、配置予定技術者に対するヒヤリングを実施する。その場合、例えば以下の項目について確認する。

ヒヤリング結果については適宜、技術提案の評価段階においても活用することができる。

- ・ 配置予定技術者の経歴・資格
- ・ 同種・類似工事の施工経験の有無
- ・ 同種・類似工事の施工実績として挙げた工事の概要、特に留意・工夫した点
- ・ 当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
- ・ 当該工事に関する質問の有無

(3) 同種・類似工事の経験等の要件の設定の考え方

過去の同種・類似工事の経験等の要件を付す場合は、必要な程度を越えて厳しい条件を設定して競争参加者を限定することのないよう、個別の工事の特性（工事の目的、種別、規模・構造等の条件、工法等の技術特性、地質等の自然条件、周辺地域環境等の社会条件等）に応じ、技術的観点から真に必要な条件を具体的に設定するものとする。

3 技術提案の審査・評価の実施

3-1 技術提案の求め方

(1) 技術提案を求める工事

特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、すべての公共工事において総合評価方式を適用することを基本とする。技術的な工夫の余地が小さくない工事において技術提案を求めるのはもとより、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においても「技術的能力の審査」時に提出させた簡易な施工計画（施工上の課題又は配慮すべき事項に関する技術所見）についての工夫を技術提案として扱い、当該技術提案に係る性能等を「価格以外の要素」として価格との総合評価を行う。

なお、総合評価方式により契約を締結した建設工事は、原則として契約後V E方式（請負者から施工方法等に関する提案を募集し、民間の技術開発を積極的に活用することにより建設工事のコスト削減を図るため、契約締結後に、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更に関する提案（V E提案）を受け付けるもの）を併用する。

(2) 技術提案の範囲（総合評価方式）

当該工事の難易度（技術的な工夫の余地）や予定価格（工事規模）に応じて、次に掲げるいずれかの方式を選択し、競争に参加する者から技術提案を求め、技術力の審査・評価を行う。

その際、あらかじめ設定した評価基準（実現性、安全性等）及び得点配分に基づき、技術提案の点数付け（評価）を行い、技術的能力に欠けると認められる者は入札参加を認めない。

【技術提案型】

技術的課題の対策として標準以上の施工技術を要し、工事価格の差異に対してライフサイクルコスト、性能・機能、環境配慮等に相当程度の差異が生じる工事

【簡易型②】

技術的課題や配慮を求める事項はあるが、標準的な施工技術の範囲内の工夫により施工可能な工事

(3) 技術資料の提出要請にあたって明示すべき事項

総合評価において、入札公告後に速やかに交付する入札説明書に明示すべき事項の例、及び簡易型総合評価において技術資料の提出を要請するにあたり、明示すべき事項の例は次のとおりである。

【入札説明書例】

- 1 公告日
 - 2 一般競争入札に付する事項（工事概要及び総合評価方式の適用の旨を記述）
 - 3 参加資格
 - ① 施工計画が安全性、確実性、経済性等の観点から適切であること
 - ② 企業及び配置予定技術者が同種・類似工事の施工実績を有すること
 - ③ 企業及び配置予定技術者の工事成績評定結果の平均点が一定の点数を満たしていること
 - 4 総合評価に関する事項
 - ① 入札の評価に関する基準
 - ・評価項目（技術提案内容）
 - ・評価基準
 - 評価項目ごとの評価基準
 - 評価項目ごとの最低限の要求要件
 - ・得点配分
 - ② 総合評価の方法
 - ③ 落札者の決定
 - ④ 評価内容の担保
 - ・技術提案内容の不履行の場合における措置（再度の施工義務、損害賠償、工事成績評定の減点等を行う旨）
 - 5 設計業務等の受託者等
 - 6 工事担当課
 - 7 参加資格の確認等
 - ① 提出を求める技術資料
 - ② 配置予定技術者のヒヤリングの有無
 - ③ 競争参加資格確認結果の通知
 - 8 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
 - 9 入札説明書に対する質問
 - 10 入札執行の日時及び場所等
 - 11 入札方法等
 - 12 入札保証金及び契約保証金
 - 13 積算内訳書の提出
 - 14 開札
 - 15 入札の無効
 - 16 落札者の決定方法
 - 17 配置予定監理技術者の確認
 - 18 別に配置を求める技術者
 - 19 手続における交渉の有無
 - 20 契約書の作成
 - 21 支払条件
 - 22 火災保険付保の要否
 - 23 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
 - 24 苦情申立て
 - 25 関連情報を入手するための照会窓口
 - 26 提案値の変更に関する事項
 - ・施工条件の変更、災害等、請負者の責に帰さない事由による技術提案の取扱い
 - 27 その他
- 添付：技術資料の提出様式等

【技術資料の提出要請書例】

- 1 工事の概要
 - ・総合評価方式の適用の旨
 - 2 技術資料の内容
 - ・提出を求める技術資料
 - 3 技術資料の提出
 - 4 技術的能力の審査に関する事項
 - ① 評価項目
 - ② 審査基準
 - ・施工計画が安全性、確実性、経済性等の観点から適切であること
 - ・企業及び配置予定技術者が同種・類似工事の施工実績を有すること
 - ・企業及び配置予定技術者の工事成績評定結果の平均点が一定の点数を満たしていること
 - 5 総合評価に関する事項
 - ① 入札の評価に関する基準
 - ・評価項目
 - ・評価基準
 - 評価項目ごとの評価基準
 - ・得点配分
 - ② 総合評価の方法
 - ③ 落札者の決定方法
 - ④ 評価内容の担保
 - ・技術提案内容の不履行の場合における措置（再度の施工義務、損害賠償、工事成績評定の減点等を行う旨）
 - 6 配置予定技術者のヒヤリング
 - 7 入札及び開札の日時及び場所
 - 8 契約変更の取扱い
 - 9 苦情申立て
 - 10 再苦情申立て
 - 11 その他
- 添付：技術資料の提出様式等

3-2 総合評価による落札者の決定

簡易型、技術提案型のいずれの総合評価方式においても、総合評価による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

評価値の算出方法は、県では、Value For Money の考え方に基づき、技術提案により工物品質のより一層の向上を図る観点から、価格あたりの工物品質を表す指標となる、「除算方式」を採用する。

[除算方式]

- ① 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{（入札価格）} \times 1,000,000}$$

$$= \frac{\text{（標準点+加算点）}}{\text{（入札価格）} \times 1,000,000}$$
- ② 技術評価点の設定の考え方
 標準点を100点、加算点は換算しない。

3-3 技術提案の審査・評価

(1) 技術提案型

技術提案においては、総合的なコストの縮減に関する技術提案や工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案、社会的要請への対応に関する技術提案に加え、企業の施工実績や配置予定技術者の能力等の中から工事内容に応じて項目を選定し、評価する。

評価項目は、工事の特性や場所等を考慮し、技術提案等により性能等の向上を求めることや、現場における課題を解決することが重要な事項から選定するものとする。

次表に、一般的な評価項目を例示する。

技術提案型における評価項目・評価基準の設定例

(1) 技術的能力等について

要求範囲	大項目	中項目	小項目	評価指標の例示
「技術的能力」等に関する事項	技術力等	企業の技術力	施工能力	安全対策、主要資材等
			企業能力	工事成績評定点、同種(類似)工事施工実績等
		技術者能力	技術者能力	同種(類似)工事施工実績、保有資格
		地域要件	地域要件	営業拠点、災害協定参加等、ボランティア活動等

(2) 技術提案について

(a) 総合的なコストの縮減に関する技術提案を求める場合

想定される工事条件

- ・ 供用中のエネルギー消費の節約が求められる機械設備工事
- ・ 施工に伴い減電補償を要するダム取水施設等の改築工事
- ・ 長寿命化が求められる橋梁、トンネル、建築物等の大規模構造物の建設工事 等

評価項目	評価基準
総合的なコストの縮減に関する技術提案内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ ライフサイクルコスト ・ その他（補償費等） 	ライフサイクルコスト及びその他コストに関する技術提案内容について <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案数値による定量数値 ・ 提案内容に対する定性評価 （5点・4点・3点・2点・1点・0点の評価） ・ コストとして評価（※1）
	発注者が指定した課題以外の総合的なコストの縮減に資する技術提案について（※2） <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容に対する定性評価 （5点・4点・3点・2点・1点・0点の評価）
	（ライフサイクルコストに関する具体的な評価項目例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物の維持管理費

	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用自家用発電機の燃料消費率 ・変圧器の変換損失値 ・建築物の保全費用 等 <p>(その他コストに関する具体的な評価項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補償費の生じる期間の短縮日数 ・補償費の支出額 等
--	--

※1 工事に關して生ずる補償費等の支出額及び収入の縮減相当額を評価する場合、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。また、予定価格に、予定価格算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額を加算するものとする。

※2 競争参加者から積極的に総合的なコストの縮減に資する技術提案の提出が見込まれる場合には、技術提案を受け付け、評価してもよい。

(b) 工事目的物の性能、機能に関する技術提案を求める場合

<p>想定される工事条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走行性、走行騒音の低減が求められる道路の舗装工事 ・周辺の環境や町並みとの景観の調和が求められる高架橋、建築物の等の建設工事 ・コンクリート等の特別な品質管理・出来型管理が求められるトンネル、建築物等の大規模構造物の補修・補強工事 等

評価項目	評価基準
工事目的物の性能、機能に関する技術提案内容	<p>工事目的物の性能、機能に関する技術提案内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案数値による定量数値 ・提案内容に対する定性評価 <p>(5点・4点・3点・2点・1点・0点の評価)</p> <p>発注者が指定した課題以外の工事目的物の性能、機能の向上に資する技術提案について (※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に対する定性評価 <p>(5点・4点・3点・2点・1点・0点の評価)</p>
	<p>(性能、機能に関する具体的な評価項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装構造提案による走行騒音値 ・単位時間当たりのポンプ排水量 ・建築物の断熱性能 等

※ 競争参加者から積極的に工事目的物の性能、機能の向上に資する技術提案の提出が見込まれる場合には、技術提案を受け付け、評価してもよい。

(c) 社会的要請への対応に関する技術提案を求める場合

<p>想定される工事条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道営業線や病院等の重要施設や住宅との近接施工を伴う工事 ・交通量の多い幹線道路等における通行規制を伴う工事 ・自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要な工事 等

評価項目	評価基準
社会的要請への対応に関する技術提案内容	<p>社会的要請への対応に関する技術提案内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案数値による定量数値 ・提案内容に対する定性評価 <p>(5点・4点・3点・2点・1点・0点の評価)</p> <p>発注者が指定した課題以外の社会的要請への対応に関する技術提案について (※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に対する定性評価 <p>(5点・4点・3点・2点・1点・0点の評価)</p>
	<p>(環境の維持に関する具体的な評価項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事排水のSS (浮遊物質) 値 ・施工騒音の低減値 ・施工ヤードの裸地面積 等
	<p>(交通の確保に関する具体的な評価項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通規制 (通行止め、車線規制等) の短縮日数 等
	<p>(特別な安全対策に関する具体的な評価項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者用通路幅 等
	<p>(省資源対策又はリサイクル対策に関する具体的な評価項目例)</p>

	・間伐材、伐除根材等のリサイクル率 ・分別解体・現場内集積の対象項目・重量 等
--	--

※ 競争参加者から積極的に社会的要請への対応に関する技術提案の提出が見込まれる場合には、技術提案を受け付け評価してもよい。

(2) 簡易型

簡易型における評価は、当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実に施工上の性能等が確保できるかどうかを確認するため、施工能力等を評価することを基本とする。

なお、その他の項目を評価する場合は、工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて適宜評価項目及び得点配分の設定を行うものとする。

ただし、得点配分については、施工能力を主として評価することとする。

簡易型における評価項目・評価基準の設定例

○施工能力について（土木工事等、建築工事、鋼構造物等工事、PC上部工工事共通）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工程管理			
安全対策	事故防止の喚起と客観的指標で安全対策の実施可能性を評価	過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故による入札参加資格停止措置なし ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・岐阜労働局長表彰 ・厚生労働省労働基準局長が行う建設事業無災害表彰(岐阜県内工事に限る) ・厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証	1. 5
		過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故による入札参加資格停止措置なし、若しくは過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近1か年度に県からの工事事故による入札参加資格停止措置あり	0
		過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故による入札参加資格停止措置あり	▲1. 5
主要資材	県内での調達への奨励	主要工事材料は岐阜県産調達が可能 主要工事材料の岐阜県産調達に努力	1 0
品質管理			
環境配慮	ISO認定取得の状況	ISO9000S並びに14001取得済 ISO9000S又は14001取得済 取得なし	1 0. 5 0
技術所見 (簡易型②に適用)	施工上の課題 又は 配慮すべき事項	十分な記述があり、その内容も現場状況に即し具体的に、特に優れた工夫があると評価できるもの	5
		十分な記述があり、その内容も現場状況に即し具体的に、優れた工夫があると評価できるもの	4
		記述はされており、その内容も現場状況に即した標準的工夫があると評価できるもの	3
		記述はされているが、その内容が現場状況に即した工夫が少なく、あまり評価できないもの	2
		記述が少なく、その内容も現場状況に即しておらず一般的で、工夫がなく評価できないもの	1又は0

○企業能力について（土木工事等に適用）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工事成績評定点	土木一式工事(PC橋上部工工事を除く)、舗装工事及び、とび・土工・コンクリート工事については直近3か年度以内、その他については直近5か年度以内に完成引き渡しの済んだ工事の工事成績評定点の平均点(岐阜県発注工事のみ対象)(工種限定あり)	80点以上	2
		75点以上80点未満	1
		75点未満又は実績なし	0
同種(類似)工事施工実績	平成〇〇年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無(国及び岐阜県発注工事のみ対象) ※工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない。	同種工事の実績あり	1
		類似工事の実績あり	0. 5
		上記実績なし	0
スタッフ数	常勤雇用の従業員数並びに国家資格を有する技術者数	常勤雇用の従業員数15名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上	1. 5
		常勤雇用の従業員数10名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上	1
		常勤雇用の従業員数10名以上又は国家資格を有する技術者数5名以上	0. 5
		常勤雇用の従業員数10名未満並びに国家資格を有する技術者数5名未満	0
優良工事施工者表彰歴	直近5か年度以内の岐阜県優良工事施工者表彰歴の有無(工種限定あり)	部長表彰歴あり	1
		現地機関の長(管財課長、県庁舎建設課長、公共建築課長、住宅課長、農政課長、畜産振興課長、家畜防疫対策課長、里川振興課長、恵みの森づくり推進課長を含む)による表彰歴あり	0. 5
		表彰歴なし	0
機械保有状況	当該工事に関する、主要建設機械の保有状況	全て自社保有(長期リースによる保有を含む)あり	1. 5
		自社保有(長期リースによる保有を含む)又は短期リースによる保有あり	0. 75
		保有なし	0

○企業能力について（建築工事、PC上部工工事に適用）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工事成績評定点	土木一式工事(PC橋上部工工事を除く)、舗装工事及び、とび・土工・コンクリート工事については直近3か年度以内、その他については直近5か年度以内に完成引き渡しの済んだ工事の工事成績評定点の平均点(岐阜県発注工事のみ対象)(工種限定あり)	80点以上	2
		75点以上80点未満	1
		75点未満又は実績なし	0
同種(類似)工事施工実績	平成〇〇年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無(国及び岐阜県発注工事のみ対象) (建築工事:国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等それぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象) ※工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない。	同種工事の実績あり	1
		類似工事の実績あり	0. 5
		上記実績なし	0

スタッフ数	常勤雇用の従業員数並びに国家資格を有する技術者数	常勤雇用の従業員数15名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上	1.5
		常勤雇用の従業員数10名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上	1
		常勤雇用の従業員数10名以上又は国家資格を有する技術者数5名以上	0.5
		常勤雇用の従業員数10名未満並びに国家資格を有する技術者数5名未満	0
優良工事施工者表彰歴	直近5か年度の岐阜県優良工事施工者表彰歴の有無 (工種限定あり)	部長表彰歴あり	1
		現地機関の長(管財課長、県庁舎建設課長、公共建築課長、住宅課長、農政課長、畜産振興課長、家畜防疫対策課長、里川振興課長、恵みの森づくり推進課長を含む)による表彰歴あり	0.5
		表彰歴なし	0

○企業能力について（鋼構造物工事に適用）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工事成績評定	土木一式工事(PC橋上部工事を除く)、舗装工事及び、とび・土工・コンクリート工事については直近3か年度以内、その他については直近5か年度以内に完成引き渡しの済んだ工事の工事成績評定平均点(岐阜県発注工事のみ対象)(工種限定あり)	80点以上	2
		75点以上80点未満	1
		75点未満又は実績なし	0
同種(類似)工事施工実績	平成〇〇年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無(国及び岐阜県発注工事のみ対象) ※工事成績評定平均点が65点未満のものは、実績として認めない。	同種工事の実績あり	1
		類似工事の実績あり	0.5
		上記実績なし	0
スタッフ数	常勤雇用の従業員数並びに国家資格を有する技術者数	常勤雇用の従業員数15名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上	1.5
		常勤雇用の従業員数10名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上	1
		常勤雇用の従業員数10名以上又は国家資格を有する技術者数5名以上	0.5
		常勤雇用の従業員数10名未満並びに国家資格を有する技術者数5名未満	0
優良工事施工者表彰歴	直近5か年度の岐阜県優良工事施工者表彰歴の有無 (工種限定あり)	単体で参加の場合、部長表彰歴あり JVで参加の場合 ・代表構成員が部長表彰歴あり ・代表構成員が現地機関の長(管財課長、県庁舎建設課長、公共建築課長、住宅課長、農政課長、畜産振興課長、家畜防疫対策課長、里川振興課長、恵みの森づくり推進課長を含む)による表彰歴あり、かつその他の構成員が部長表彰歴あり	1
		単体で参加の場合、現地機関の長(管財課長、県庁舎建設課長、公共建築課長、住宅課長、農政課長、畜産振興課長、家畜防疫対策課長、里川振興課長、恵みの森づくり推進課長を含む)による表彰歴あり JVで参加の場合 ・代表構成員が現地機関の長(管財課長、県庁舎建設課長、公共建築課長、住宅課長、農政課長、畜産振興課長、家畜防疫対策課長、里川振興課長、恵みの森づくり推進課長を含む)による表彰歴あり ・代表構成員が表彰歴なし、かつその他の構成員が部長表彰歴あり	0.5
		単体で参加の場合、表彰歴なし JVで参加の場合 ・代表構成員が表彰歴なし、かつその他の構成員が現地機関の長(管財課長、県庁舎建設課長、公共建築課長、住宅課長、農政課長、畜産振興課長、家畜防疫対策課長、里川振興課長、恵みの森づくり推進課長を含む)による表彰歴あり ・全ての構成員が表彰歴なし	0

○配置予定技術者の能力について（土木工事等、鋼構造物工事、PC上部工工事に適用）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種(類似)工事施工実績	平成〇〇年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無(国及び岐阜県発注工事のみ対象) (主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績) ※工事成績評定平均点が65点未満のものは、実績として認めない。	同種工事の実績あり	1
		類似工事の実績あり	0.5
		上記実績なし	0
保有資格	主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士又は技術士又はME [※] 、かつ自然工法管理士	1.5
		1級土木施工管理技士又は技術士又はME [※]	1
		2級土木施工管理技士かつ自然工法管理士	0.5
		上記以外	0
継続教育(CPD)の取組状況	主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の直近2か年度以内 [※] の各団体が発行するCPDの単位取得合計数 単位=ユニット	20単位以上の取得あり	0.5
		10単位以上の取得あり	0.25
		10単位未満の取得あり、又は取得なし	0

※ 「ME」とは、岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センターが運営する社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニットの短期集中カリキュラムの講義を受講し、ME認定試験に合格したものをいう

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による受講機会の減少のために変更していた継続教育(CPD)の対象期間を「3か年度以内」から「2か年度以内」とする。

○配置予定技術者の能力について（建築工事に適用）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種（類似）工事施工実績	平成〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無 （国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事）のみ対象（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績） ※工事成績評定点が6.5点未満のものは、実績として認めない。	同種工事の実績あり	1
		類似工事の実績あり	0.5
		上記実績なし	0
保有資格	主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の保有する資格	1級建築施工管理技士かつ1級建築士	1.0
		1級建築施工管理技士又は1級建築士	0.5
		上記以外	0
継続教育（CPD）の取組状況	主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の直近2か年度以内*の建築関係の各団体が発行するCPDの単位取得合計数 単位=ユニット	20単位以上の取得あり	0.5
		10単位以上の取得あり	0.25
		10単位未満の取得あり、又は取得なし	0

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による受講機会の減少のために変更していた継続教育（CPD）の対象期間を「3か年度以内」から「2か年度以内」とする。

○地域要件について（土木工事等に適用）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の有無	同一市町村内（旧市町村内）に本店あり	1
		同一管内（同一市町村内を除く）に本店あり	0.75
		岐阜県内（同一管内を除く）に本店あり	0.5
		岐阜県内に支店・営業所あり	0.25
		岐阜県内に本店・支店・営業所なし	0
災害協定参加等	災害協定への参加や同等の活動実績の有無	岐阜県建設業広域BCMの認定あり	2
		岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定に限る）に参加あり又は直近5か年度のうちで同等の活動実績あり	1
		岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定を除く）又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度のうちで同等の活動実績あり	0.5
		参加なし又は活動実績なし	0
ボランティア活動	直近1か年度以内*の活動の有無	同一市町村内（旧市町村内）での実績あり	1
		同一管内（同一市町村内を除く）での実績あり	0.75
		岐阜県内（同一管内を除く）での実績あり	0.5
		岐阜県内での実績なし	0
近隣地域施工実績	平成〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って5か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績 （国及び岐阜県発注工事のみ対象）	同一市町村内（旧市町村内）での施工実績あり	1
		同一管内（同一市町村内を除く）での施工実績あり	0.75
		岐阜県内（同一管内を除く）での施工実績あり	0.5
		岐阜県内での施工実績なし	0
除雪業務等の受託実績	直近2か年度以内の除排雪又は凍結防止剤散布業務受託実績の有無 協同組合との契約の際には、協同組合に対する加点とは別に、実業務を行う構成員にも加点することとする。	同一土木事務所管内で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり	2
		同一土木事務所管内以外で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり	1.5
		同一土木事務所管内で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり	1
		同一土木事務所管内以外で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり	0.5
		岐阜県内での受託実績なし	0
休日及び夜間の道路維持作業の実績	直近3か年度以内の県管理道路の道路維持業務（除排雪又は凍結防止剤散布業務を除く）、異常気象時の通行規制業務において、県からの作業指示を受け、休日または夜間に維持作業等を実施した実績の有無	同一土木事務所管内での実績あり（元請け）	1
		同一土木事務所管内以外での実績あり（元請け）	0.75
		同一土木事務所管内での実績あり（協力要請により下請けとして協力）	0.5
		同一土木事務所管内以外での実績あり（協力要請により下請けとして協力）	0.25
		実績なし	0
休日及び夜間の河川・砂防の維持作業の実績	直近3か年度以内の県管理の河川・砂防の維持管理業務において、県からの作業指示を受け、休日又は夜間に維持作業を実施した実績の有無	同一土木事務所管内での実績あり（元請け）	0.5
		同一土木事務所管内での実績あり（協力要請により下請けとして協力）	0.25
新分野活動	直近2か年度以内の新分野活動実績の有無（岐阜県内での活動に限る）	新分野活動実績あり	1
		新分野活動実績なし	0
県内企業の活用率	当該工事の県内企業の活用状況（元請及び1次下請）	県内企業活用金額率90%以上	1
		県内企業活用金額率50%以上90%未満	0.5
		県内企業活用金額率50%未満	0

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による活動機会の減少のために変更していたボランティア活動の対象期間を「2か年度以内」から「1か年度以内」とする。

○地域要件について（建築工事に適用）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の有無	同一市町村内（旧市町村内）に本店あり	1
		同一管内（同一市町村内を除く）に本店あり	0.75
		岐阜県内（同一管内を除く）に本店あり	0.5
		岐阜県内に支店・営業所あり	0.25
		岐阜県内に本店・支店・営業所なし	0
災害協定参加等	災害協定への参加や同等の活動実績の有無	岐阜県建設業広域BCMの認定あり	2
		岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定に限る）に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり	1
		岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定を除く）又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり	0.5
		参加なし又は活動実績なし	0
ボランティア活動	直近1か年度以内*の活動の有無	同一市町村内（旧市町村内）での実績あり	1
		同一管内（同一市町村内を除く）での実績あり	0.75
		岐阜県内（同一管内を除く）での実績あり	0.5
		岐阜県内での実績なし	0
近隣地域施工実績	平成〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績 （国、岐阜県、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものは6.5点以上のものに限る。）のみ対象）	同一市町村内（旧市町村内）での施工実績あり	1
		同一管内（同一市町村内を除く）での施工実績あり	0.75
		岐阜県内（同一管内を除く）での施工実績あり	0.5
		岐阜県内での施工実績なし	0
応急危険度判定士の登録者数	岐阜県に登録された応急危険度判定士の登録者数	5名以上	1
		2名以上5名未満	0.5
		2名未満	0
新分野活動	直近2か年度以内の新分野活動実績の有無（岐阜県内での活動に限る）	新分野活動実績あり	1
		新分野活動実績なし	0
県内企業の活用率	当該工事の県内企業の活用状況（元請及び1次下請）	県内企業活用金額率90%以上	1
		県内企業活用金額率50%以上90%未満	0.5
		県内企業活用金額率50%未満	0

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による活動機会の減少のために変更していたボランティア活動の対象期間を「2か年度以内」から「1か年度以内」とする。

○地域要件について（鋼構造物工事に適用）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の有無	単体で参加の場合、岐阜県内に本店あり J Vで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県内に本店あり ・代表構成員が岐阜県内に支店・営業所あり、かつその他の構成員が岐阜県内に本店あり	2
		単体で参加の場合、岐阜県内に支店・営業所あり J Vで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県内に支店・営業所あり ・代表構成員が県内に本店・支店・営業所なし、かつその他の構成員が岐阜県内に本店あり	1
		単体で参加の場合、岐阜県内に本店・支店・営業所なし J Vで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県内に本店・支店・営業所なし、かつその他の構成員が岐阜県内に支店・営業所あり ・全ての構成員が岐阜県内に本店・支店・営業所なし	0
災害協定参加等	災害協定への参加や同等の活動実績の有無	単体で参加の場合、岐阜県建設業広域BCMの認定あり J Vで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県建設業広域BCMの認定あり ・代表構成員が岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定に限る）に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり、かつその他の構成員が岐阜県建設業広域BCMの認定あり	2
		J Vで参加の場合 ・代表構成員及びその他の構成員が岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定に限る）に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり ・代表構成員が岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定を除く）又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり、かつその他の構成員が岐阜県建設業広域BCMの認定あり	1. 5
		単体で参加の場合、岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定に限る）に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり J Vで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定に限る）に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり、かつその他の構成員が岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定を除く）又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり ・代表構成員が岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定に限る）に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり、かつその他の構成員が岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定を除く）又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり、かつその他の構成員が岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定に限る）に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり ・代表構成員が参加なし又は活動実績なし、かつその他の構成員が岐阜県建設業広域BCMの認定あり	1
		単体で参加の場合、岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定を除く）又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり J Vで参加の場合 ・代表構成員及びその他の構成員が岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定を除く）又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり ・代表構成員が岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定を除く）又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり、かつその他の構成員が参加なし又は活動実績なし ・代表構成員が参加なし又は活動実績なし、かつその他の構成員が岐阜県建設業広域BCMの認定あり	0. 5
		単体で参加の場合、参加なし又は活動実績なし J Vで参加の場合 ・代表構成員が参加なし又は活動実績なし、かつその他の構成員が岐阜県と	0

		の協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定を除く）又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり ・全ての構成員が参加なし又は活動実績なし	
ボランティア活動	直近 <u>1</u> か年度以内*の活動の有無	岐阜県内での実績あり 岐阜県内での実績なし	1 0
近隣地域施工実績	平成〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って5か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績（岐阜県発注工事のみ対象）	岐阜県内での施工実績あり 岐阜県内での施工実績なし	1 0
製作拠点	県内自社製作工場の有無	単体で参加の場合、岐阜県内に自社製作工場あり JVで参加の場合、代表構成員が岐阜県内に自社製作工場あり JVでの参加の場合、その他の構成員が岐阜県内に自社製作工場あり 単体で参加の場合、岐阜県内に自社製作工場なし JVで参加の場合、全ての構成員が岐阜県内に自社製作工場なし	1 0 0.5 0
新分野活動	直近2か年度以内の新分野活動実績の有無（岐阜県内での活動に限る）	新分野活動実績あり 新分野活動実績なし	1 0
県内企業の活用率	当該工事の県内企業の活用状況（元請及び1次下請）	県内企業活用金額率90%以上 県内企業活用金額率50%以上90%未満 県内企業活用金額率50%未満	1 0.5 0

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による活動機会の減少のために変更していたボランティア活動の対象期間を「2か年度以内」から「1か年度以内」とする。

○地域要件について（PC上部工工事に適用）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の有無	岐阜県内に本店あり 岐阜県内に支店・営業所あり 岐阜県内に本店・支店・営業所なし	2 1 0
災害協定参加等	災害協定への参加や同等の活動実績の有無	岐阜県建設業広域BCMの認定あり 岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定に限る）に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり 岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定を除く）又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり 参加なし又は活動実績なし	2 1 0.5 0
ボランティア活動	直近 <u>1</u> か年度以内*の活動の有無	岐阜県内での実績あり 岐阜県内での実績なし	1 0
近隣地域施工実績	平成〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って5か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績（岐阜県発注工事のみ対象）	岐阜県内での施工実績あり 岐阜県内での施工実績なし	1 0
製作拠点	県内自社製作工場の有無	岐阜県内に自社製作工場あり 岐阜県内に自社製作工場なし	1 0
新分野活動	直近2か年度以内の新分野活動実績の有無（岐阜県内での活動に限る）	新分野活動実績あり 新分野活動実績なし	1 0
県内企業の活用率	当該工事の県内企業の活用状況（元請及び1次下請）	県内企業活用金額率90%以上 県内企業活用金額率50%以上90%未満 県内企業活用金額率50%未満	1 0.5 0

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による活動機会の減少のために変更していたボランティア活動の対象期間を「2か年度以内」から「1か年度以内」とする。

(3) 県外業者の参入が見込まれる場合における評価基準の設定について

総合評価落札方式において発注する工事のうち、県外業者の参入が見込まれる場合は、次のとおり評価基準を設定するものとする。

- (a) 入札参加資格の事業所の所在地に関する条件において、県外業者の参入を認める場合は、地域要件における営業拠点の満点を2点とする。また、ボランティア活動及び近隣地域施工実績については、「岐阜県内での実績あり」に1点、「実績なし」を0点の2段階評価とする。

○営業拠点の例 PC 上部工工事

評価項目	評価内容	評価基準	評価
営業拠点	地域内での営業拠点の有無	岐阜県内に本店あり	2
		岐阜県内に支店・営業所あり	1
		岐阜県内に本店・支店・営業所なし	0

○ボランティア活動の例 鋼構造物工事・PC 上部工工事

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
ボランティア活動	直近 <u>1</u> か年度以内 [※] の活動の有無	岐阜県内での実績あり	1
		岐阜県内での実績なし	0

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による活動機会の減少のために変更していたボランティア活動の対象期間を「2か年度以内」から「1か年度以内」とする。

- (b) 入札参加資格の事業所の所在地に関する条件において、県外業者の参入を認め、かつ県内要件（「少なくとも1者は県内に本店を有すること」等）を付与しない場合は、地域要件における営業拠点にJV配点を導入する。

○営業拠点の例 鋼構造物工事

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の有無	単体で参加の場合、岐阜県内に本店あり JVで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県内に本店あり ・代表構成員が岐阜県内に支店・営業所あり、かつその他の構成員が岐阜県内に本店あり	2
		単体で参加の場合、岐阜県内に支店・営業所あり JVで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県内に支店・営業所あり ・代表構成員が県内に本店・支店・営業所なし、かつその他の構成員が岐阜県内に本店あり	1
		単体で参加の場合、岐阜県内に本店・支店・営業所なし JVで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県内に本店・支店・営業所なし、かつその他の構成員が岐阜県内に支店・営業所あり ・全ての構成員が岐阜県内に本店・支店・営業所なし	0

<参考>

各方式別の評価項目と配点（技術提案型）

小項目	評価項目	方式	技術提案型							
			広域				WTO			
			3億円以上22億8千万円未満				22億8千万円以上			
適用金額の目安	適用工種	土木工事	建築工事	鋼構造物	PC上部工	土木工事	建築工事	鋼構造物	PC上部工	
施工能力	工程管理									
	安全対策		1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
	主要資材		(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)
	品質管理									
	環境配慮		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	技術所見	技術提案 施工上の課題又は配慮すべき事項		10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
企業能力	工事成績評定		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	同種(類似)工事施工実績		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	スタッフ数		1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
	優良工事施工業者表彰歴		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	機械保有状況(土木)		(1.5)	—	—	—	(1.5)	—	—	—
技術者	同種(類似)工事施工経験		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	保有資格		1.5	1.0	1.5	1.5	1.5	1.0	1.5	1.5
	継続教育		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
地域要件	営業拠点		1.0	1.0	2.0	2.0	—	—	—	—
	災害協定参加等		2.0	2.0	2.0	2.0	—	—	—	—
	ボランティア活動		—	—	—	—	—	—	—	—
	近隣地域施工実績		1.0	1.0	1.0	1.0	—	—	—	—
	除雪業務等実績(土木)		—	—	—	—	—	—	—	—
	応急危険度判定士登録者数(建築)		—	1.0	—	—	—	—	—	—
	製作拠点(鋼構造物・PC上部工)		—	—	1.0	1.0	—	—	—	—
	休日夜間道路維持作業実績実績(土木)		—	—	—	—	—	—	—	—
	休日夜間河川・砂防維持作業実績実績(土木)		—	—	—	—	—	—	—	—
	新分野活動		—	—	—	—	—	—	—	—
県内企業の活用率		1.0	1.0	1.0	1.0	—	—	—	—	
計			33.5	32.5	34.0	34.0	28.5	26.5	27.0	27.0

()内は選択項目：工事の特性等に応じて、選択できる評価項目

<参考>

各方式別の評価項目と配点（簡易型）

小項目	評価項目	方式	簡易型									
			地域型		簡易型①							
			地域		地域				広域			
			適用金額の目安		1千万円以上 3億円未満						3億円以上	
適用工種	土木工事	建築工事	土木工事	建築工事	鋼構造物	PC上部工	土木工事	建築工事	鋼構造物	PC上部工		
施工能力	工程管理											
	安全対策	—	—	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
	主要資材	—	—	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	
	品質管理											
	環境配慮	—	—	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
技術所見	技術提案	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	施工上の課題又は配慮すべき事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
企業能力	工事成績評定点	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
	同種(類似)工事施工実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	スタッフ数	—	—	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
	優良工事施工業者表彰歴	—	—	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	機械保有状況(土木)	—	—	(1.5)	—	—	—	(1.5)	—	—	—	
技術者能力	同種(類似)工事施工経験	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	保有資格	—	—	1.5	1.0	1.5	1.5	1.5	1.0	1.5	1.5	
	継続教育	—	—	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
地域要件	営業拠点	1.0	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0	1.0	1.0	2.0	2.0	
	災害協定参加等	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
	ボランティア活動	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	—	—	—	—	
	近隣地域施工実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	除雪業務等実績(土木)	2.0	—	2.0	—	—	—	—	—	—	—	
	応急危険度判定士登録者数(建築)	—	1.0	—	1.0	—	—	—	1.0	—	—	
	製作拠点(鋼構造物・PC上部工)	—	—	—	—	1.0	1.0	—	—	1.0	1.0	
	休日夜間道路維持作業実績実績(土木)	1.0	—	1.0	—	—	—	—	—	—	—	
	休日夜間河川・砂防維持作業実績実績(土木)	0.5	—	0.5	—	—	—	—	—	—	—	
	新分野活動	—	—	1.0	1.0	1.0	1.0	—	—	—	—	
県内企業の活用率	1.0	—	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		
計		13.5	10.0	24.0	19.5	21.0	21.0	18.5	17.5	19.0	19.0	

()内は選択項目：工事の特性等に応じて、選択できる評価項目

小項目	評価項目	方式	簡易型							
			簡易型②							
			地域				広域			
			適用金額の目安				3億円以上			
適用工種	土木工事	建築工事	鋼構造物	PC上部工	土木工事	建築工事	鋼構造物	PC上部工		
施工能力	工程管理									
	安全対策	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
	主要資材	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	
	品質管理									
	環境配慮	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
技術所見	技術提案	—	—	—	—	—	—	—	—	
	施工上の課題又は配慮すべき事項	5.0				5.0				
企業能力	工事成績評定点	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
	同種(類似)工事施工実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	スタッフ数	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
	優良工事施工業者表彰歴	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	機械保有状況(土木)	(1.5)	—	—	—	(1.5)	—	—	—	
技術者能力	同種(類似)工事施工経験	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	保有資格	1.5	1.0	1.5	1.5	1.5	1.0	1.5	1.5	
	継続教育	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
地域要件	営業拠点	1.0	1.0	2.0	2.0	1.0	1.0	2.0	2.0	
	災害協定参加等	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
	ボランティア活動	1.0	1.0	1.0	1.0	—	—	—	—	
	近隣地域施工実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	除雪業務等実績(土木)	2.0	—	—	—	—	—	—	—	
	応急危険度判定士登録者数(建築)	—	1.0	—	—	—	1.0	—	—	
	製作拠点(鋼構造物・PC上部工)	—	—	1.0	1.0	—	—	1.0	1.0	
	休日夜間道路維持作業実績(土木)	1.0	—	—	—	—	—	—	—	
	休日夜間河川・砂防維持作業実績(土木)	0.5	—	—	—	—	—	—	—	
	新分野活動	1.0	1.0	1.0	1.0	—	—	—	—	
	県内企業の活用率	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
計		29.0	24.5	26.0	26.0	23.5	22.5	24.0	24.0	

()内は選択項目：工事の特性等に応じて、選択できる評価項目

3-4 技術提案の改善

基本方針第2の4(3)では、「発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる」とされている。このため、技術提案の改善ができる旨を入札説明書等に明記することができる。また、基本方針第2の4(3)では、「透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表する」とされている。

さらに基本方針第2の4(3)では、「同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者だけが有利となることのないようにする」とされていることから、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、公平性を保つよう努めるものとする。

(入札説明書における記載例)

() 技術提案の改善

技術提案の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

①技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で()に示す期間内に改善を求め、提案者が応じた場合。

②技術提案書の記載内容について、()に示す期間内に提案者が改善の提案を行った場合。

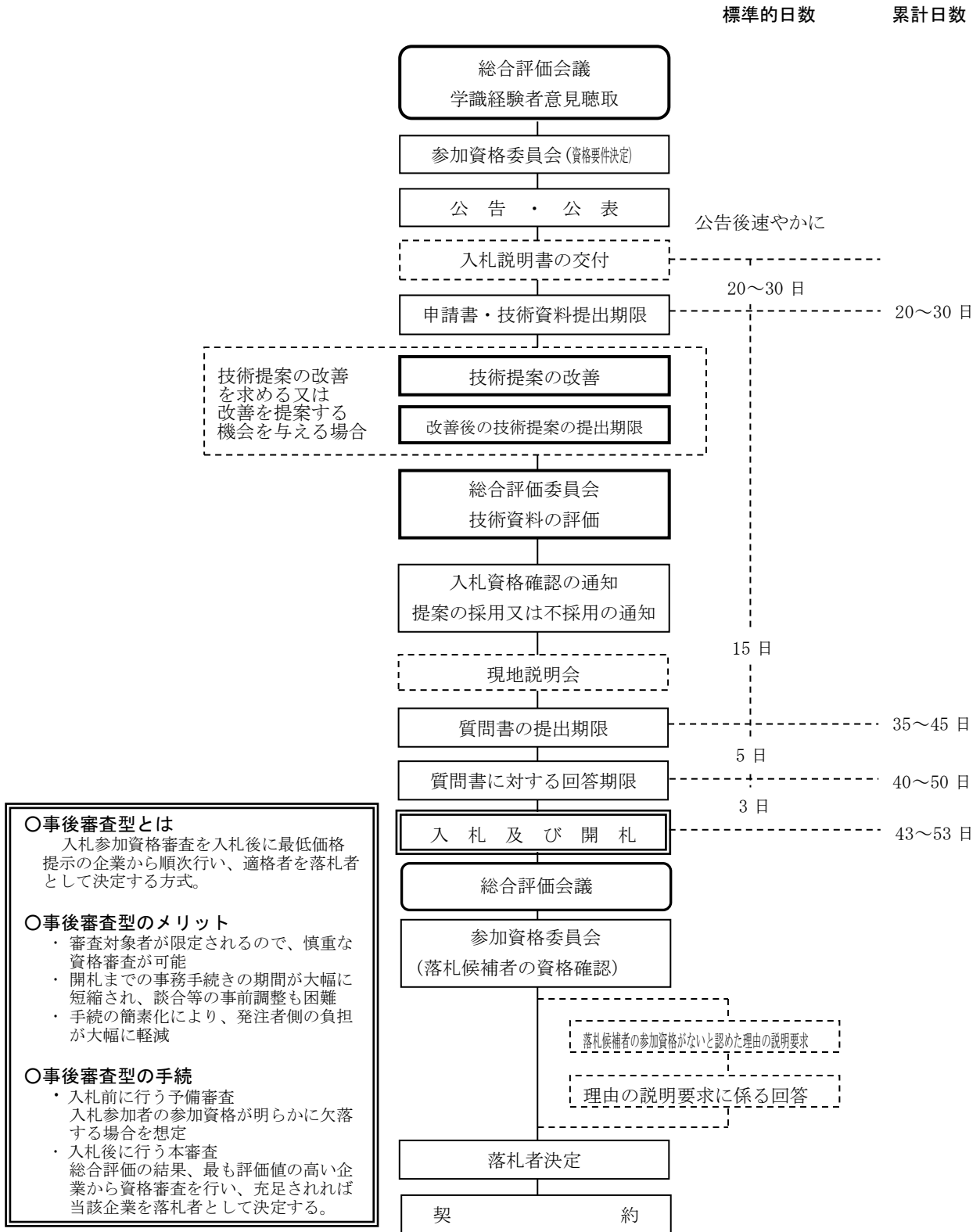
なお、改善された再技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者は必要に応じて資料の提出の指示には応じなければならない。

また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

3-5 実施手順

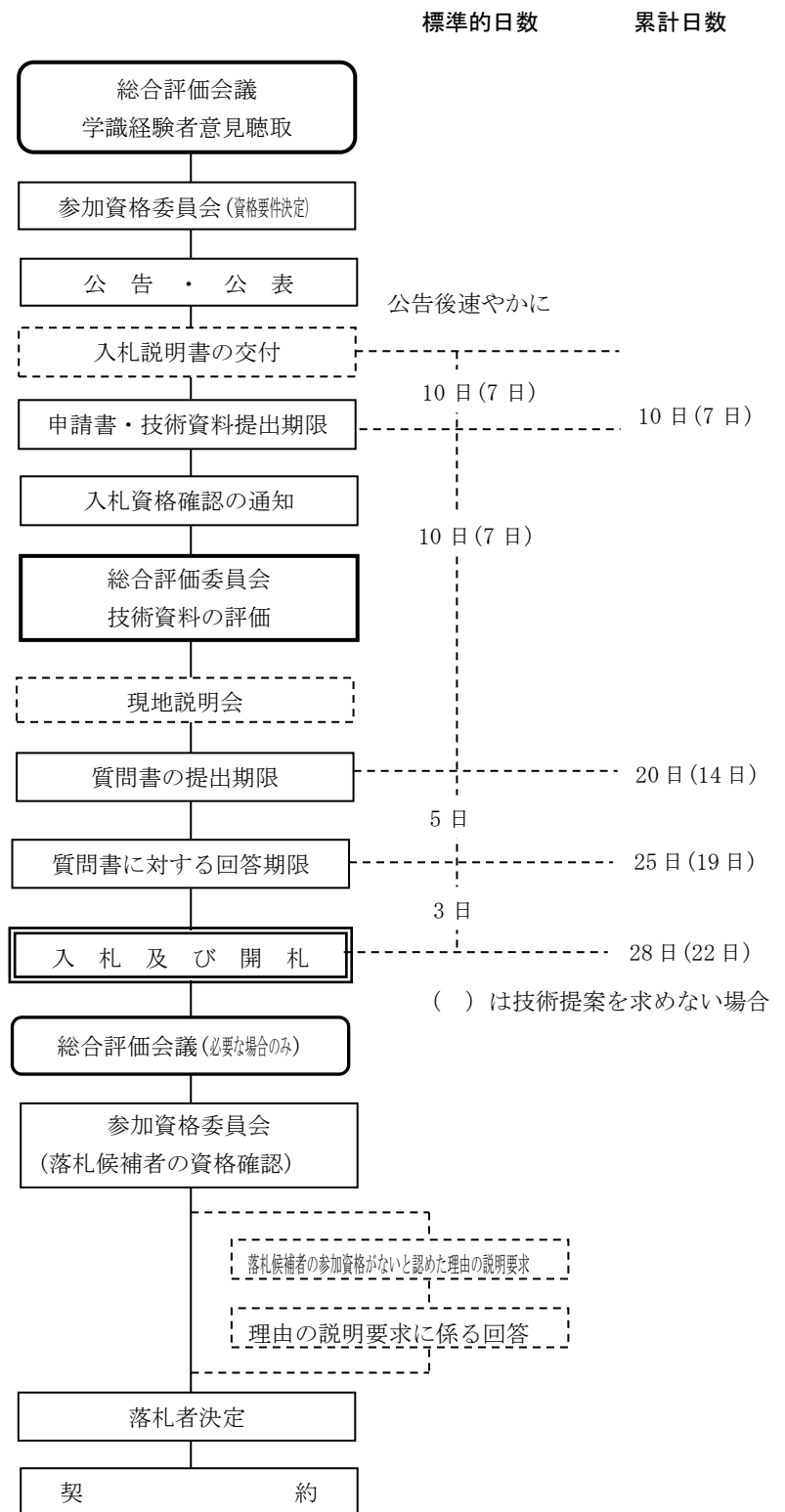
(1) 技術提案型

一般競争入札（政府調達に関する協定に基づく場合を除く）における標準的な手順は以下のとおりとする。



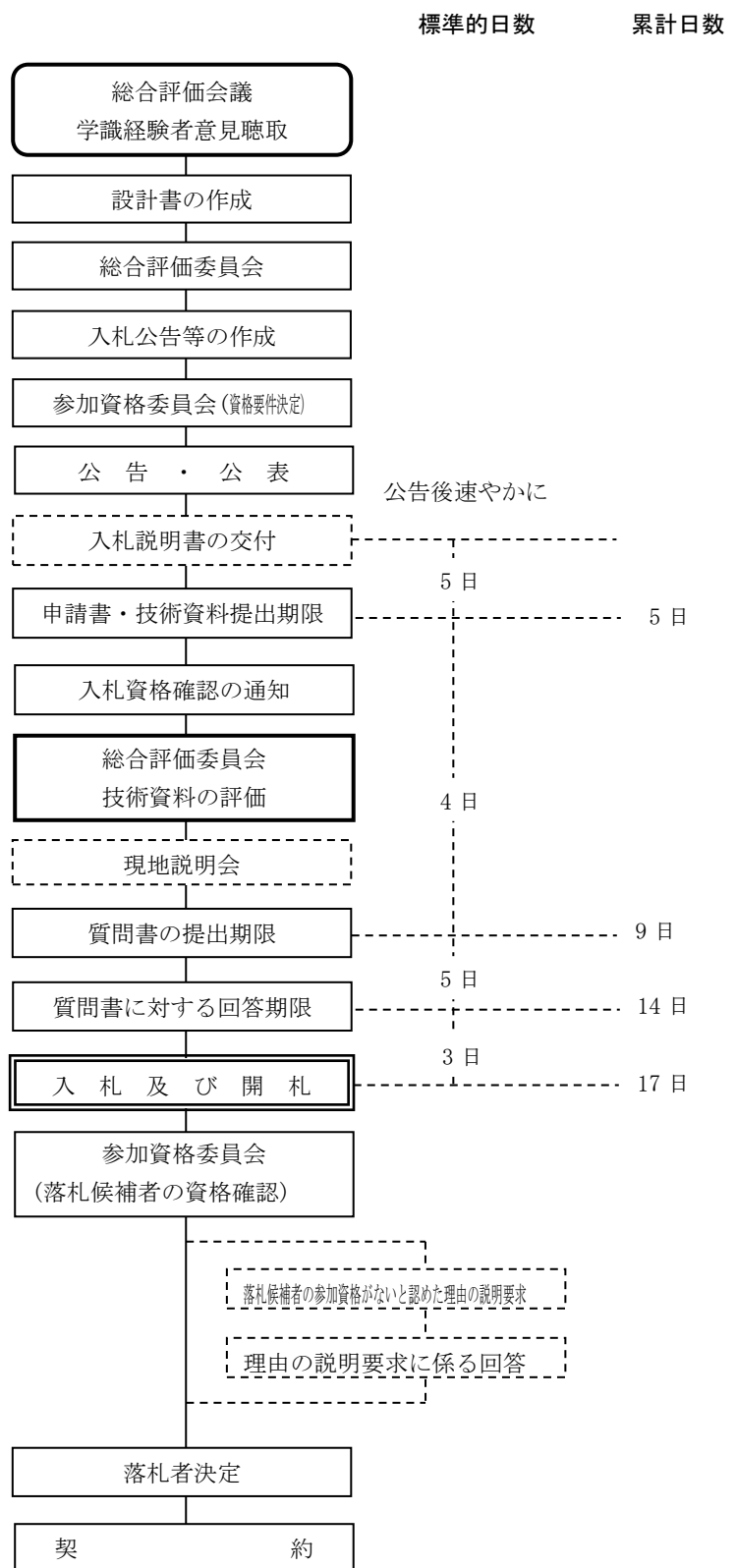
(2) 簡易型

一般競争入札における標準的な手順は以下のとおりとする。



(3) 簡易型（地域型）

一般競争入札における標準的な手順は以下のとおりとする。



4 中立かつ公正な審査・評価の確保

4-1 学識経験者の意見聴取

総合評価方式の適用により技術提案の審査・評価を行うに当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

地方自治法施行令（H20.3.1改正）により、落札者決定基準を定めようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされている。

ただし、当該意見聴取において、落札者を決定しようとするときに、改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとされたときは、落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見を聴くこととされた。

県では、委員と専門委員で構成する「岐阜県建設工事総合評価会議」により意見聴取を行う。

技術提案型については、委員の他、必要に応じて、専門分野の専門委員により個別案件の審議を行う。

簡易型については、委員のみで効率的に運営し、個別案件をまとめて意見聴取する。

区 分	技術提案型	簡 易 型		
		地域型	①	②
総合評価会議メンバー	委員2名及び各分野の専門委員	委員2名		委員3名
意見聴取方法	個別案件毎に意見聴取	個別案件をまとめて一括意見聴取		
落札者決定基準を定めようとするとき	個別案件毎に審査会開催	会議による一括意見聴取	メールによる聴取	会議による聴取
落札者を決定しようとするとき		聴取なし		原則聴取なし

4-2 入札及び契約の過程に関する苦情処理

基本方針第2の5においては、「入札及び契約の過程に関する苦情については、各発注者がその苦情を受け付け、適切に説明を行うとともに、さらに不服がある場合には、第三者機関の活用等により、中立かつ公正に処理する仕組みを整備するものとする」とされている。

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

また、落札できなかった入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点を提供する。さらに評価の理由を求められた場合には、その理由を説明する。

県においては、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、発注者として先ず入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、「入札監視委員会」による審議を経て回答することとし、公正に不服を処理することとしている。

4-3 評価結果等の公表

入札及び契約手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告等において明らかにする。なお、企業の施工能力等の事前に把握すべき情報については、発注者間の相互利用を図るため、データベースとして公表する。

また、総合評価における入札者の提示した性能等の評価及び落札結果等については、記録し契約

後早期に公表する。

(1) 手続開始時

総合評価方式の適用工事では、入札公告等において以下の事項を明記する。

- ①総合評価方式の適用の旨
- ②入札参加条件
- ③入札の評価に関する基準
 - ・評価項目
 - ・評価基準
 - ・評価項目ごとの評価基準
 - ・評価項目ごとの最低限の要求要件
 - ・得点配分
- ④総合評価の方法及び落札者の決定方法

(2) 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、落札者決定後速やかに以下の事項を公表する。

- ①業者名
- ②各業者の入札価格
- ③各業者の評価値
- ④各業者の加算点及び内訳

入札情報（総合評価落札方式）							
1	発注機関						
2	工事番号						
3	工事名						
4	施工場所						
5	入札日						
6	予定価格						
7	低入札価格調査基準価格						
8	失格判断基準						
【総合評価結果】							
入札者名	標準点 ①	加算点 (換算後) ②	標準点+ 加算点 ③	入札金額 ④	評価値 ③/④ ×1,000,000	摘要	
(株)○建設	100.00	15.50	115.50	123,000,000	0.93902	落札	
【価格以外の評価結果】							
入札者名	標準点	加算点の評価項目及び評価点					加算点計
		施工能力		企業能力	配置予定技術者の能力	地域要件	
		技術所見以外	技術所見				
(株)○建設	100.00	4.00	—	3.50	1.50	3.50	15.50

5 発注関係事務の環境整備（データベースの活用）

新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用することが必要である。このため、各工事において、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において活用する。

データベースとしては、(財)日本建設情報総合センター及び(財)建設業技術者センターが運営している発注者支援データベース*等を活用し審査及び評価の効率化を図るものとする。

なお、工事成績評定の活用については、評定点合計のみではなく、必要に応じて施工管理や安全対策、品質等の項目別の評定点を活用でき、国、都道府県、市町村共通の統一データベースの整備に向けた検討を行う。

* 監理技術者及び主任技術者、建設業許可、経営事項審査、CORINSに関するデータベース

区 分		発注者内データベース					発注者支援データベース
		有資格業者	契約情報	工事成績	表彰実績	技術者	
①	競争参加資格審査	○	☆	☆			☆
② 技術審査・評価 個別工事	地域内の本店・支店・営業所	☆					
	主任・監理技術者等の専任制						☆
	同種・類似工事の施工実績(企業)						☆
	同種・類似工事の施工実績(技術者)						
	近隣地域での施工実績		☆				☆
	工事成績(企業)			☆			
	工事成績(技術者)			●		☆	
	技術者の資格						
	工事表彰等				☆		
	手持ち工事量		☆				
③	契約		○				○
④	施工			☆			
	優良工事施工者表彰				●		

○：データベースのデータ登録 ☆：データベースのデータ活用 ●：新たなデータベースの整備を検討

6 岐阜県による発注者の支援

基本方針第2の9（1）においては、各発注者は、自らの発注体制を十分に把握し、発注関係事務を適切に実施することができるよう、体制の整備に努めるものとされ、工事の内容が高度であるために発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注者の責任のもと、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用するよう努めるものとされており、このような発注者に対して、国及び都道府県は次のような措置を講ずこととされている。

イ 発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催や国等が実施する研修への職員の受入を行う。

ロ 発注者より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じて応援を行う。

ハ 発注者による発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関して協力する。

ニ 発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集及び提供等を行う。

また、基本方針第2の9においては、各発注者は、公共工事の品質確保に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとして示されている。

これらを踏まえ、各入札・契約過程における発注関係事務を適切に実施することが困難である発注者からの要請に応じ、岐阜県が支援策として協力を行うことが考えられる事項を以下に示す。

①発注準備

- ・設計図書作成に関する事項
- ・数量・積算に関する事項
- ・入札・契約方式選定に関する事項
- ・契約事務手続きに関する事項

②入札・契約

- ・技術審査（審査基準・審査方法）に関する事項
- ・総合評価方法（評価項目・審査基準等）に関する事項
- ・学識経験者からの意見聴取方法に関する事項（総合評価方式の場合）

③監督・検査

- ・監督・検査に関する事項
- ・工事成績評定に関する事項

④その他

- ・各種基準類・要領に関する事項
- ・発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する事項
- ・講習会・研修に関する事項
- ・必要な情報の収集に関する事項

なお、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力を要請された場合、（基本方針第2の9（1）ハ）における基本方針第2の9（2）の公益法人が所管の公益法人である場合には、必要な情報提供を行う。

本県においては、国交省中部地方整備局から、（財）岐阜県建設研究センターが「公共工事発注者支援機関」に認定され、市町村発注関係事務を支援している。

また、平成19年11月、岐阜県及び県内の全42市町村が参加した「岐阜県公共事業執行共同化協議会」が設立され、上記事項について効率的に共同執行を推進し、必要な情報を共有する仕組みとして部会（総合評価審査部会、人材育成部会、工事成績評定部会等）等を整備した。

特に、市町村が行う総合評価落札方式に関しては、同協議会が設置した共同会議により意見聴取を行うなど促進を図っている。